## 本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は、被告人に負担させない。 由

本件控訴の趣意は、弁護人石井錦樹及び被告人本人各作成名義の各控訴趣意書記

載のとおりであるから、これらをここに引用し、次のとおり判断する。 弁護人の控訴趣意について。 原判決書によれば、原判決は、その主文において、「被告人を罰金一〇、〇〇〇 円に処する。右罰金を完納することができないときは、金二五〇円を一日に換算し た期間被告人を労役場に留置する。」旨を言い渡し、その理由において、罪となるべき事実として、「被告人は、外国人(韓国人)にして、昭和二一年八月頃以来今 日に至るまで本邦に在留しているものなるところ、昭和二一年八月頃から昭和二四 年末頃まで静岡県賀茂郡a町に居住し、その頃から昭和三一年八月頃まで同郡b村 でに居住し、その頃から今日まで同郡。町d番地に居住するものであるが、居住地町村長に対し、昭和二二年五月二日外国人登録令施行の際、同令附則第二項、同令第四条所定の登録の申請をなさず、昭和二七年四月二八日外国人登録法施行の際にも、同法第三条所定の登録証明書の交付の申請をなさずして起訴の時(昭和三三年) 二月四日)に至つたものである。」旨の有罪事実を認定判示し法令の適用とし

外国人登録法第一八条第一項第一号、第三条第一項、その他の法条を適用して いるのであるが、これに対して弁護人の所論は、戸籍は、日本国籍を有する者のみ を記載するものであるから、戸籍に記載ある者は、日本国籍を有することの推定を 受けるものであつて、戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載 に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、その記載を訂正すべきか否か は、利害関係人の申請によつて、家庭裁判所が判断すべきものであることは、戸籍法第一一三条により明らかであるところ、本件の場合、被告人が戸籍に記載されて いることは、記録により明瞭であるから、他に有力な資料があつて、被告人の国籍 の有無に疑問を持たれていても、利害関係人たる検察官の申請により、家庭裁判所 が判断を下すまでは、被告人が日本人でないとの断定を下すわけにはいかないもの である。しかるに、原審においては、右法定の手続をふまずして、一片の婚姻届及び証人の証言により、濫りに判断を下して、被告人を外国人であるとの推定によつて罰条を適用したものであつて、家庭裁判所の専権に委ねられた権限を侵犯したものであるとのであるとのである。 のといわなければならない。本件は、すべからく検察官より家庭裁判所に申請し て、戸籍が法律上許されないものであることの判断を仰ぎ、その確定を待つて戸籍 を訂正した上で公訴を提起すべきものであるのにかかわらず、検察官は、右手続を 怠つて、濫りに本件を起訴し、原審は、軽卒にも、家庭裁判所の権限に立ち入つて 判断を下し、原判決を言い渡したものであつて、原判決には、右の点につき訴訟手続に法令の違反があつて、その違反が判決に影響を及ぼすことが明らかである旨を主張する。よつて考察するに、戸籍の編製は、日本人のみに限られ、出生の届出に より戸籍の記載をするのは、出生により国籍を取得した子に限り、また、帰化によ り国籍を取得した者については、帰化の届出により戸籍の記載をするが、日本の国 籍を取得しない者は、就籍することは許されず、また、国籍を喪失した者について は、国籍喪失の届出または報告によりその者を戸籍から除籍するものであつて、戸 籍は、民法上の身分関係のほかに、国籍の有無及びその取得、喪失の関係をも公証 する機能を持つものであるから戸籍に記載のある者は、一応日本国籍を有する〈要旨〉ことの推定を受けることは、所論のとおりである。しかしながら、本来戸籍は、 民法上の身分関係並びに国籍〈/要旨〉の有無及び得喪関係の公証を目的とするもの であつて、戸籍の記載は、国籍得喪の効果を創設する作用を持つものでないことは 勿論、人の身分関係並びに国籍関係の公の証明資料ではあるが、一応の証拠資料た るに止まり、反証を許さないものではなく、公信力は持たないものであるがら、あ る人か日本の国籍を有する事実を認定するには、単に、戸籍に記載があることのみが証拠となるものではなく、他の証拠をもつて判断の資料とすることもできるものであり、また、戸籍の訂正については、戸籍法第一一三条以下に家庭裁判所の許可を必要とする旨の規定があり、戸籍事件の不服申立については、同法第一一八条に 家庭裁判所の専属管轄を認めた趣旨の規定等が存するけれども、ある人が日本の国 籍を有するかどうかの点につき実体的判断を下すべき事件については、所論のよう

家庭裁判所に専属管轄を認めた規定や、戸籍の訂正をした後でなければ、公訴 を提起することができないことを定めた規定は、どこにもみあたらないのであるか ら、右のような事件については、戸籍の記載の有無にかかわらず、他の証拠によつ なお、所論は、被告人は、帰化申請の資格を有するものであから、検察官の起訴前に、被告人に対し、帰化の途あることを教示し、国籍の実体と戸籍の記載をををひいるようにすべきであつた旨、並びに右戸籍に虚偽の記載をした戸籍を及びこれを依頼した被告人の行為は、憎むべしとするも、これは、戸籍法第一二四条より処断すべきものであつて、外国人登録法の要求するところではない旨を主張するのであるが、いずれも、ひつきよう事情を具陳するに過ぎず、被告人の原判示所論が昭和三一年五月七日法律第九六号に該当することは、明らかであるから、原判決には、同法第一八条第一項第一号に該当することは、明らかであるから、原判決がこれら法条を適用したことは、正当であつて、原判決には、右の諸点について、論旨は、すべてその理由がない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 鈴木良一)